

都市計画部長決定
令和 8 年 7 月 8 日
8 新都建指第 192 号

東京都市計画一団地の住宅施設「戸山ハイツー団地の住宅施設」における 都市計画法第 53 条第 1 項の許可基準

東京都市計画一団地の住宅施設「戸山ハイツー団地の住宅施設」（昭和 51 年 7 月 13 日都市計画変更、都告第 682 号）の区域内における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条第 1 項の規定による許可について、対象となる建築物の基準を次のとおり定める。

1 許可基準

都市計画の目的に支障がないと認められるものとする。ただし、建築後の建築物の形状及び規模が現に存する建築物と同程度であり、かつ、良好な居住環境を害するおそれがないと区長が認めるものは、この限りではない。

附則

- 1 この基準は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。